

上水道基本料金免除期間の延長について

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響にかかる神戸町の経済対策)

(令和3年3月12日更新)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響にかかる経済対策として、一般家庭・事業所の経済的な負担軽減を図るため上水道基本料金の免除を令和2年6月検針分から令和3年3月検針分まで実施しておりますが、未だ収束しないことから免除期間を令和3年9月検針分までの6ヶ月間延長します。

1.対象者

- ・神戸町内で水道を給水している公共施設を除く全ての世帯及び事業者 (井戸水のみを使用している世帯等を除く)

2.免除期間

- ・令和2年6月検針分～令和3年9月検針分までの16ヶ月間 (令和3年4月検針分～9月検針分までの6ヶ月間延長するもの)

3.免除の方法

- ・神戸町水道事業給水区域
上水道料金の請求から基本料金を差し引く方法で実施(申請手続きは不要)
- ・他市町水道事業給水区域
個別に基本料金相当額を助成する方法で実施

4.免除の対象となる使用期間と検針月

<神戸町水道事業給水区域の場合>

請求区分	令和2年度												令和3年度									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
奇数月請求	水道使用期間		検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月
偶数月請求	水道使用期間		検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月
毎月請求	水道使用期間		検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月	検針	請求月

【お問い合わせ先】 神戸町役場上下水道課 電話:0584-27-0179